

**モバイル市場の競争環境に関する研究会  
消費者保護ルールの検証に関するWG合同会合  
ー 通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止関係 ー**

# 事業者ヒアリング資料

**2019年5月30日  
株式会社オプテージ**

## 【ヒアリング項目】

- ① 禁止すべき「利益の提供」について、どう考えるか。
  - (a) 「通信役務の継続利用を条件とする場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか。
  - (b) 「通信役務の継続利用を条件としない場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか。
    - ・ 許容される「利益の提供」の上限について、どう考えるか。
    - ・ 現行ガイドラインにおける例外（在庫処分、廉価端末、周波数移行等）について、どう考えるか。
    - ・ 電気通信事業者による利益の提供と代理店による利益の提供との関係について、どう考えるか。
    - ・ その他留意すべき点はあるか。
  - (c) 端末の購入を条件としないが、端末の購入に際して行われる利益の提供について、禁止すべきものはあるか。

- **通信サービスと端末の分離を徹底するという観点**からは、**端末販売等に関する契約の締結に際して、通信役務の継続利用を条件とすること自体、好ましくない**のではないかと考える一方、**利用者ニーズが一定程度存在しうることを踏まえると、利用者を過度に拘束しない、事業者間の公正競争を阻害しない程度（例：継続利用条件1年）であれば認められてもよいのでは**と考えます。
- **許容される「利益の提供」の上限、例外等**は、「ハイエンド端末を中心に過剰な端末購入補助が行われることにより(略)市場メカニズムが有効に機能していない」といった「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」において提示された問題点等を踏まえつつ、**現行の「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」における取扱いをベースに具体的な内容を検討してはどうか**と考えます。
- **端末購入以外の条件**は、現行の「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」にあるように「**MNPによる通信契約の締結を条件とする場合**」を**対象**とすることについて検討してはどうかと考えます。

## 【ヒアリング項目】

② 割引、キャッシュバック、ポイントの付与など、禁止すべき「利益の提供」の形式について、どう考えるか。

□ **現行の「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」と同様の内容\*1をベース**としてはどうかと考えます。

\*1 スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン抜粋

スマートフォンの購入を条件として事業者が利用者に対して提供する携帯電話の電気通信役務の料金又はスマートフォンの購入代金の割引（当該電気通信役務と併せて提供される役務の料金や物品の購入代金の割引を含む。）及び金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益並びに事業者が販売店に対して支払う金銭であって販売店によるスマートフォンの販売に応じて支払うもの又はスマートフォンの購入者にその購入を条件として提供する経済上の利益のために使うことを事業者が販売店に対して実質的に指示するものをいう

## 【ヒアリング項目】

③ 禁止行為の対象とする「**移動端末設備**」の範囲について、どう考えるか。

□ **スマートフォンに加え、タブレット等、電気通信事業者が一般消費者向けに取扱う移動端末設備で、新品だけでなく中古品・CPO品も対象**としてはどうかと考えます。

### 【ヒアリング項目】

- ① 期間拘束の期間の上限について、どう考えるか。
- ② 違約金の水準の上限について、どう考えるか。
- ③ 期間拘束の有無による料金差の上限について、どう考えるか。

- **「期間拘束の期間」「違約金の水準」「期間拘束の有無による料金差」の関係性を踏まえつつ、それぞれについて合理的と認められる設定の考え方を整理し、その上で、実際に事業者が設定する期間・水準・料金差が合理的な範囲かどうかは、当該事業者の説明内容その他事情を勘案し、個々に判断いただく形が妥当ではないかと考えます。**

### 【ヒアリング項目】

- ④ 期間拘束の自動更新について、どう考えるか。

- **自動更新が利用者の真正な意思に基づき行われるためには、「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」にあるように、以下のような取り組みがなされることが望ましいと考えます。**
  - ・**契約当初の段階で自動更新とどうか選択可能とする**
  - ・**期間拘束終了の段階で、自動更新の選択を変更するかどうか利用者の意思を確認する**  
(例：期間拘束が完了する〇ヶ月前にお知らせメールを送付する)
  - ・**自動更新の選択変更方法は多様な方法を提供する** (例:WEB受付、電話受付)

### 【ヒアリング項目】

⑤ その他留意すべき事項はあるか。

- ・ 最低利用期間を有する通信契約の扱いについて、どう考えるか。
- ・ 「期間拘束を伴う通信契約」ではない拘束性のある提供条件（長期利用割引など）の扱いについて、どう考えるか。

- 多くのMVNOでは、高額キャッシュバック目当てのMNP濫用行為を防止する観点から、1年程度の最低利用期間を設けて、当該期間内の解約に対して違約金を設定しているところ、これは囲い込みのための期間拘束とは趣旨が異なるものであり、認められるのではないかと考えます。
- 長期利用割引は、長く利用されている方への優遇措置との側面が強く、利用者ニーズに沿ったものと考えます。

#### 【ヒアリング項目】

- ① 既往契約に関し、施行日以降の更新・条件変更について、どう考えるか。
- ② 新法に適合する契約への移行を促すための措置について、どう考えるか。

- **施行日以降に更新・条件変更する場合は、新法の規定に適合する提供条件を原則とすることが妥当**と考えます。また、**行き過ぎた期間拘束の見直しに係る措置**については、**その効果が可能な限り速やかに利用者に適応されることが望ましい**と考えます。
- 移行を促すための措置については、利用者が料金プランを正確に理解した上で、自らのニーズに沿って合理的な選択が行うことができるよう、**新法の規定に適合する料金プランについて、事業者が店頭、WEBサイト等での周知活動を通じて、利用者に対し十分説明することが必要**と考えます。